

第3節 計画の基本的な考え方

1 基本方針

～社会的養育を必要とするこどもの最善の利益の実現～

令和4年改正児童福祉法の理念のもと、こどもが権利の主体であるということを十分に踏まえ、こどもが家庭において健やかに養育されるよう、関係機関が協力し、保護者や家庭を支援していきます。

また、代替養育が必要なこどもについては、家庭養育優先原則を徹底し、こどもの最善の利益の実現を目指します。

こどもが健やかに育ち、社会で活躍できるよう、様々な関係機関・関係者との連携を図りながら計画の推進に取り組んでいきます。



2 基本的視点

本計画の推進に当たって、前述の基本方針を踏まえ、基本的であり、大切な考え方として、4つの視点を掲げました。

I こどもを健やかに育てる <こどもの健全育成の視点>

家庭の養育・監護機能の低下、不安定な経済状況により、家庭において適切な養育を受けることができないこどもたちが安心して健やかに成長できるよう、里親、ファミリーホーム、乳児院、児童養護施設による社会的養育の充実を図ります。

II こどもを守る <こどもの安全を守る視点>

こどもの虐待は、家庭における様々な問題に起因することもあることから、虐待が深刻化・顕在化する前に、学校や医療機関等の関係機関と連携し、早期発見・早期対応に努め、家庭に対する様々な支援の充実を図ります。

III こどもを支える人を育てる <こどもの支援者育成の視点>

こどもを日々直接処遇する施設職員や里親の資質向上を図るとともに、児童相談所や市町村の職員の専門性の向上を図ります。また、各地域で活動している子育て支援組織や地域住民が、社会的養育の支援者となり得るよう育成を進めていきます。

IV こどもの将来への自立を支える <こどもの自立支援の視点>

地域の中でこどもの個性が尊重されつつ、こどもが将来自立して生活できるよう、地域社会全体で様々な関係者により支えていきます。

3 施策体系

基本方針を踏まえた4つの視点に基づき、計画推進に当たっての4つの施策目標を掲げ、それに対応した具体的な施策を展開していきます。

基本的視点	施策目標	基本施策項目
Ⅰ こども を健やかに 育てる	養育環境の整備	(1) 代替養育を必要とするこどものパーマ ネンシー保障
		(2) 施設の高機能化及び多機能化・機能転 換、小規模かつ地域分散化の推進
		(3) 里親制度の普及推進、里親の確保
		(4) 里親、ファミリーホームへの支援
		(5) 里親養育の包括的な支援（フォスター リング業務の実施）
		(6) こどもの状況に応じた一時保護環境の 整備
		(7) 障害児入所施設における支援
Ⅱ こども を守る	児童虐待の防止	(1) 児童虐待の予防・防止の取組強化
		(2) 警察、学校及び医療機関等の関係機関 との連携強化
		(3) 被虐待児童の早期保護
		(4) 市町村のこども家庭支援体制の構築等 に向けた取組
		(5) 支援を必要とする妊産婦等の支援
Ⅲ こども を支える 人を育て る	人材の育成	(1) 施設職員の専門性の向上、人材の確保
		(2) 児童相談所職員の専門性の向上
		(3) 児童家庭支援センターの機能強化及び 設置促進
Ⅳ こども の将来の 自立を支 える	こどもの自立支援 (ライフサイクルを 見通した支援)	(1) こどもの自立支援策の強化
		(2) こどもの権利擁護体制の整備（意見聴 取・アドボカシー）
		(3) アフターケア（施設退所後並びに里親及 びファミリーホーム委託解除後の相談 支援）への取組

第4節 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 県の推進体制

県では、本計画に沿って、令和4年改正児童福祉法に基づき、代替養育としての性格も有する一時保護改革、里親への包括的支援体制としてフォostタリング機関事業の構築、施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化、パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進と養親やこどもへの支援、こどもの自立支援などの積極的、効果的な推進を図るため、「群馬県社会的養育推進会議（以下、「推進会議」という。）」を設置し、着実な取組を行っていきます。

推進会議は、当事者である里親、ファミリーホーム及び施設関係者の幅広い参画の下で行い、県及び市町村、関係施設・機関、関係団体等が相互に協力し合いながら密接な連携を行います。

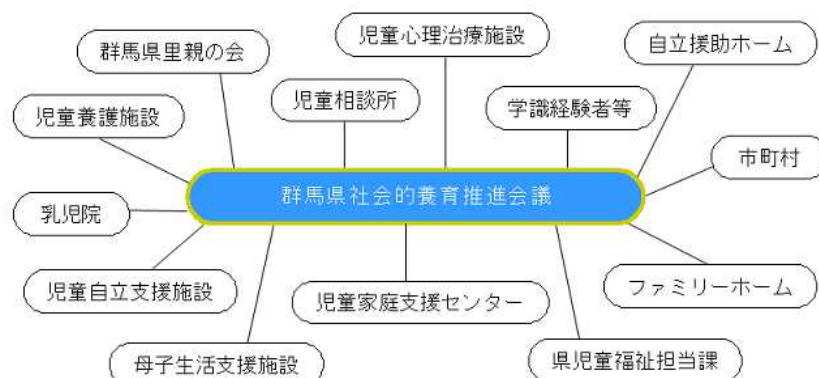
(2) 市町村や関係施設・機関等との連携

本計画の効果的な推進を図るためには、県及び市町村、関係施設・機関、関係団体等が相互に協力し合いながら密接な連携を行うことが必要です。令和6年度の間見直しに当たっては、市町村や各種関係機関にオブザーバーとして推進会議への参加を呼びかけ、幅広い立場からの意見を反映しました。また、県子ども・子育て支援事業支援計画及び市町村子ども・子育て支援事業計画の内容も取り入れ、市町村家庭支援事業との整合性を図っています。

また、同時に、各児童養護施設等における社会的養育推進計画との調整を図りながら、施策展開を行うことが求められます。

このため、本計画策定後の推進体制については、推進会議を核とするほか、必要に応じて、関係施設・団体等との計画推進のための連絡会議等を開催するなどし、計画の目標達成に向けての情報共有や推進方策の検討等を行っていきます。

<推進体制>



（３）計画策定等における当事者であるこども（ケアリーバーを含む）の意見の反映

令和４年改正児童福祉法においては、措置の実施や、措置中の処遇に対するこどもの意見又は意向に関し、こどもの権利擁護に係る環境を整備することを都道府県の業務に位置付けるとともに、措置及び一時保護決定時等の意見聴取等措置、こどもの意見表明等支援事業の創設等、こどもの権利擁護に関する取組について拡充が図られました。

本県においても、こどもが権利の主体であることに改めて留意した上で、取組を推進するとともに、令和６年度の計画中間見直しに当たっては、里親等や施設等に在籍経験のあるこどもに対してインタビュー調査を実施し、基本施策の設定に当たっては当事者の意見が反映されるよう検討を行いました。インタビューの実施内容及び結果については、巻末参考資料のとおりです。

また、（４）に記載する計画の進捗状況の自己点検において、里親等や施設等に在籍しているこども等へのアンケートを行うなど、意見を定期的に確認し、適切に反映できる体制を構築します。

（４）計画の自己点検及び評価

令和６年度の間見直しにより、評価のための指標が具体的に設定されたことから、毎年度、計画の進捗を自己点検・評価し、その結果を推進会議に報告します。自己点検・評価によって明らかになった課題等は、速やかに取組の見直しを行います。

中間見直し後の令和７年度と、計画最終年度である令和１１年度の間年（令和９年度末）を目安として、進捗状況の自己点検・評価の結果を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行い、その時点における社会情勢等の変化を踏まえながら、的確に対応した取組の促進を図ります。

なお、令和２年度から中間見直しまでの達成状況及び未達成項目の要因分析については、巻末参考資料のとおりです。